

# Fujitaka ドローンパイロットスクール フライト講習受講規約

本講習（第1条第1項で定義します。）の受講申込者（以下「甲」といいます。）は、Fujitaka ドローンパイロットスクール（以下「乙」といいます。）を運営する株式会社 Fujitaka の「Fujitaka ネットショップ.com」（以下「本サイト」といいます。）をとおしてなされる本講習の申込（以下「本契約」といいます。）にあたって、以下の条項（以下「本受講規約」といいます。）を承認の上、申込みいたします。なお、甲による本受講については、本受講規約のほか、[本サイトの利用規約](#)も併せて適用されるものとし、本受講規約と本サイトの利用規約の規定が異なる場合は、本受講規約の規定が優先して適用されるものとします。

## 第1条 （目的）

1. 乙は、甲がドローンを飛行させるために必要な知識・技術を身に着けるための講習（以下「本講習」といいます。）を行い、甲はこれを受講するものとします。
2. 本講習は基礎的な内容であり、検定に合格すると国土交通省の定める飛行許可及び承認申請の一般基準（無人航空機の操縦者が備えるべき飛行経歴及び安全飛行のための知識・技能の習得）に到達したものとみなし、無人航空機操縦技能認定証（以下「ライセンス」といいます。）を発行いたします。
3. ライセンスの有効期間は発行日から2年間とします。更新を希望する場合の事務手数料は5,500円（税込）、有効期間は2年間とします。なお、その際実技講習を希望される場合の料金は、1回1時間5,500円（税込）とします。

## 第2条 （技能認定欠格事由の無いことの表明及び保証）

1. 甲は、次の各号について表明し、かつ保証します。
  - ① 視力が両目で0.7以上且つ片目0.3以上（矯正含む）で、赤色、青色及び黄色の識別ができること。
  - ② 幻覚の症状を伴う精神病、認知症にかかっていないこと。
  - ③ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤等の中毒者で無いこと。
  - ④ 統合失調症、てんかん、再発性の失神、重度の眠気の症状を呈する睡眠障害、四肢障害その他ドローンの安全な操縦に必要な認知、予測、判断、又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気にかかっていないこと。
  - ⑤ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
2. 甲がペースメーカー等の電磁波の影響を受ける可能性がある医療機器を使用している場合は、甲は事前に本講習の受講に支障がないことを医師に確認の上、その結果を乙に報告することとします。ご報告の内容によっては本講習の受講をお断りする場合がありますのでご了承ください。

## 第3条 （契約の成立）

本契約は、甲による本サイトでの本講習の受講申込に対して、乙の送付する申込承諾メールが甲に到着した時点で成立するものとします。

#### 第4条（講習日の決定）

1. 甲は、本サイトでの本契約の締結後に乙と協議の上講習日を確定します。初回の講習日は、原則として本契約の締結後1ヵ月以内の日に設定されるものとします。
2. 甲は、前項により確定した講習日に受講できない事由が生じた場合は前日12:00（正午）までに乙へ電話又はメールにて連絡することとし、以後の日程について乙と協議の上決定することとします。
3. 天候等の諸条件により講習日に変更が生じた場合、甲乙協議の上日時を決定することとします。
4. 第1項又は第3項の講習日の確定・変更について、乙が甲との間で、甲が申込時に登録した電話又はメールにて、30日間にわたり連絡がとれない場合は、本契約は自動的に終了するものとします。

#### 第5条（講習の期間）

1. 甲は、受講開始日から最長3ヶ月以内に講習課程を修了することとし、講習課程は受講開始日から検定試験の合格までとします。
2. 前項の講習過程の最長延長期間は受講開始日より6ヶ月間とします。受講開始日より6ヶ月間を超えた場合は、理由を問わず、乙は以後の本講習の提供義務を負うものではありません。

#### 第6条（解約）

甲は、本契約の締結後、本講習を修了するまでの間、次の各号に定める規定に基づき、本契約を解約することができることとし、この場合、乙は次の各号に掲げる規定に基づき返金処理いたします。なお、甲が受講開始日前日17時以降に本契約の解約をするときは、決済方法を問わず、受講料相当額が解約手数料となるものとし、乙は返金処理をせず、甲に未払がある場合はこれを請求いたします。

- ① 甲が乙に銀行振込で本講習の受講料を支払う場合  
受講料の入金前：解約手数料は不要です。  
受講料の入金日から受講開始日前日の17時までの間：入学金相当額（29,700円（税込））と事務手数料（11,000円（税込））の合計額を解約手数料とし、乙はこれらを差し引いた金額を払い戻します。
- ② 甲が乙にクレジットカードで本講習の受講料を支払う場合  
受講開始日の3営業日前の17時までにご連絡いただいた場合：解約手数料は不要です。  
受講開始日の3営業日前の17時から受講開始日前日の17時までの間：入学金相当額（29,700円（税込））と事務手数料（11,000円（税込））の合計額を解約手数料とし、乙はこれらを差し引いた金額を払い戻します。
- ③ 甲が乙にPaidで本講習の受講料を支払う場合  
受講開始日の3営業日前の17時までにご連絡いただいた場合：解約手数料は不要です。  
受講開始日の3営業日前の17時から受講開始日前日の17時までの間：入学金相当額（29,700円（税込））と事務手数料（11,000円（税込））の合計額を解約手数料とし、乙は

これらを差し引いた金額を払い戻します。

## 第7条 (解除)

1. 乙は、甲に以下の事由がある場合、乙は本契約を解除することができます。
  - ① 甲が受講料の支払につき銀行振込を選択した場合で受講開始日の3営業日前までに振込を行わない場合
  - ② 本契約の締結後に30日間にわたって電話又はメールで必要な連絡が取れない場合。
  - ③ 文字もしくは言語の理解不足等があり、本講習の受講及び継続に著しい支障が生じた場合
  - ④ 第2条の表明保証内容に虚偽申告ないし誤りがあった場合
  - ⑤ 粗野な言動や他人に迷惑をかける行為等により、乙又はその他の者の講習等に支障を生ずる場合
  - ⑥ 講習中の甲の義務ないし講習教材の取扱い義務その他本講習規約に違反した場合
  - ⑦ 本サイトの利用規約に違反した場合
2. 前項の場合、乙は甲に対し受領済受講料を返還しません。なお、未払受講料がある場合も、甲の支払義務は免除されません。

## 第8条 (講習中の乙の義務)

乙は、甲に対する講習を行うにあたり、その安全確保に努めます。講習中の事故については、乙以外の者に責のある部分に関しては、損害賠償等の責任を負いません。

## 第9条 (講習中の甲の義務)

1. 講習中、指導員の指示を守り、安全確保に努めます。
2. 講習中、指導員の指示に従わず負傷等をした場合、その治療費は全額甲の自己負担とします。
3. 講習中、指導員の指示に従わずに故意または過失により乙に損害が発生した場合は、その補償金は全額甲の自己負担とします。
4. 天候不良その他突発事態のため、正常な講習が行われない場合、その損害賠償請求は乙に対し致しません。
5. 講習中に知り得た情報を漏洩したことにより発生した乙の損害については、漏洩の目的と意図にかかわらず乙より法的措置が講じられる場合が有る事を了承します。
6. 甲は、講習中、貴重品を含め自己の所持品を自己の責任において管理します。

## 第10条 (講習教材の取扱い義務)

1. 講習に使用した各種マニュアル、およびその他配布物は、著作権法によって保護を受ける著作物にあたるため、甲は、その著作物を著作権法に基づき適切に取扱うものとします。
2. 甲は、前項の著作物を第三者が自由に閲覧等できないように十分注意をして管理するものとします。
3. 甲は、第1項の著作物を、第三者への開示、貸し出し、譲渡などをしてはなりません。また、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）動画サイトなどに掲載、投稿などをし、不特定多数が閲覧できる状態にしないものとします。
4. 甲が本条の規定に違反する行為を行っていることを発見した場合、乙その他の権利者は、甲に対

し、当該違反行為の差止めを求めることができます。また、その違反行為により被った損害についても賠償請求することができます。

## 第 11 条（支払い）

甲が乙に本講習の受講料を支払う際の支払方法は、銀行振込、クレジットカード、Paid のいずれかとします。なお、支払に係る手数料は甲の負担とします。

## 第 12 条（受講料）

1. 甲は、乙に対し前条に定める支払方法で、次に掲げる金額を一括して支払う義務を負います。また銀行振込で支払う場合は、受講開始日の 3 営業日前までに支払うものとします。

一 入学金	29,700 円（税込）
二 教材費	3,300 円（税込）
三 講習料金 5,500×14 時限	77,000 円（税込）
四 検定料金	11,000 円（税込）
計	121,000 円（税込）

### オプション料金

目視外飛行 1 回 3 時間【座学 1 時間、実技 2 時間】	33,000 円(税込)
夜間飛行 1 回 1.5 時間【座学 0.5 時間、実技 1 時間】	22,000 円(税込)

2. 次の各号いずれかに該当する場合、申込日より第 3 営業日以内に支払うものとします。ただし、支払方法は前条に定める支払方法のうち、銀行振込のみとします。

一 座学検定結果が一定の条件に満たず、座学補習を必要とする場合	
1 時限につき	5,500 円（税込）
二 実技検定結果が一定の条件に満たず、実技補習を必要とする場合	
1 時限につき	5,500 円（税込）
三 再検定を受験する場合	
座学／実技	各 5,500 円（税込）

## 第 13 条（個人情報の取得と利用）

1. 甲の個人情報は本サイト上の「[個人情報保護方針](#)」に従って取り扱われることを了承します。
2. 甲は受講するにあたり、乙より求められた情報は速やかに提出します。また、住所・氏名・電話番号・電子メールアドレス等、提出している情報に変更が生じた際には、速やかに乙へ報告致します。

## 第 14 条（オプション）

1. 本講習に加え、目視外飛行・夜間飛行の実技講習を選択することが可能です。
2. オプション料金は、第 12 条第 1 項に定めるところによります。

（施行開始日：2022 年 6 月 1 日）